

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

(1) 事業等の名称

ハーグ条約事件に係る援助申請書作成等支援事業

(2) 事業等の実施予定時期

令和3年4月1日～令和4年3月31日（ただし、令和3年度予算の成立を条件とする。）

(3) 業務履行に必要となる技術又は設備等

業務仕様書等のとおり。（公募説明会において詳細を説明）

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和1・2・3年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 外務省から指名停止を受けている期間中でない者であること。

(5) 我が国の弁護士であること。

3. 公募説明会

(1) 開催日時：令和3年2月19日（金）午後2時

(2) 開催場所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省南庁舎297号室

(3) 説明事項：業務の概要等に関する事項

(4) 説明会参加申込み：本説明会に参加を希望する者は、令和3年2月18日（木）午後5時（必着）までに、郵送、FAX又はメール hagueapp@mofa.go.jp により次の係に申込みを行って下さい。

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省領事局ハーグ条約室 申請書作成等支援事業担当

電話：03-3580-3311 内線2924

（平日9時～12時30分、13時30分～17時）

FAX：03-5501-8527

4. 応募申込み

(1) 応募申込書提出期限：令和3年3月10日（水）午後5時（必着）

(2) 提出場所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省領事局ハーグ条約室 申請書作成等支援事業担当（※ 原則郵送）

(3) 提出すべき書類等：

①応募申込書（所定の様式を使用したもの。）

②資格審査結果通知書（写）

以上公告する。

令和3年2月4日

外務省領事局ハーグ条約室長 山地 秀樹

ハーグ条約事件に係る援助申請書作成等支援事業の業務仕様書

■調達件名

ハーグ条約事件に係る援助申請書作成等支援事業

■事業の期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで（ただし、令和３年度予算の成立を条件とする。）

■事業の概要

１ 事業の概要

この事業は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）を適切に実施するため、ハーグ条約及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（ハーグ条約実施法）に基づく援助申請事件の当事者（子が連れ去られた親等（ＬＢＰ）及び子を連れ去った親等（ＴＰ）をいう。以下同じ。）及び関連事件（①未だ実行はされていないが、子の連れ去りが懸念される事案、②その他の援助申請事件に関連する事案をいう。以下同じ。）の当事者のうち、援助の申請を自ら適切に行うことが困難な者等について、弁護士から、援助申請書の作成方法や個別の事案に即した法的助言を得るための支援（援助申請書作成等支援）を実施するため、これらの業務を行うことができる適正な弁護士を、公募により、複数人を選定し、当事者の状況に応じて、そのうちの一の弁護士と、一の事案ごとに、その業務を委嘱するものである。

２ 事業の背景

- （１）平成２６年４月１日に、我が国において、ハーグ条約が発効し、ハーグ条約及びハーグ条約実施法に基づく運用が開始された。また、ハーグ条約実施法の規定により、我が国のハーグ条約の中央当局は、外務大臣と指定され、領事局ハーグ条約室が、その事務を担うこととなった。
- （２）ハーグ条約では、「子の利益が最も重要である」との考え方の下、子の返還を得るための行政上の手続の開始について便宜を与えることを目的として、全ての適当な措置をとることが、中央当局の義務とされている。
- （３）一方で、我が国の中央当局（外務大臣）が、ハーグ条約に基づく行政上の手続を、迅速かつ円滑に開始するためには、まずは、援助申請事件の当事者から、ハーグ条約実施法及び関連省令に則って作成した援助申請書が提出されなければならない。
- （４）そのため、我が国の中央当局（外務省）では、これまでの間、ハーグ条約及びハーグ条約実施法に基づく援助申請事件及び関連事件の当事者を対象として、弁護士から、援助申請書の作成方法や個別の事案に即した法的助言を得るための支援事業（援助申請書作成等支援事業）を実施しているところである。

(5) 援助申請書作成等支援事業は、一般的な法的援助と比べ、外国語を用いる点や、我が国の法制度のみにとどまらず、外国の法制度も関係していることから、これらの業務を行う委託事業者には、高度に専門的な知識や知見を有する者を選定する必要がある。また、ハーグ条約及びハーグ条約実施法に基づく援助申請事件並びに関連事件の当事者は、世界各地に所在し得るものであることから、可能な限り多くの適正な弁護士が、この業務を行えるようにしておく必要がある。

■業務の内容

1 支援の対象者

この事業により援助申請書作成等支援を受けることのできる対象者は、ハーグ条約及びハーグ条約実施法に基づく援助申請事件の当事者又は関連事件の当事者のうち、本支援事業への申込み時点において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該援助申請事件又は関連事件について、弁護士に依頼をしていないこと。
- (2) インカミング事案（日本国内に所在する子について、返還又は面会交流を求める事案をいう。）の場合には、ハーグ条約実施法に基づく援助について、外務大臣による援助の決定又は申請の却下の通知を受けていないこと。

アウトゴーイング事案（日本国外に所在する子について、返還又は面会交流を求める事案をいう。）の場合には、ハーグ条約に基づく援助について、子が所在する締約国による援助の決定等又は申請の却下等の通知を受けていないこと。

- (3) ハーグ条約実施法に基づく援助の申請を行うこと又は個別の法的助言の提供を受けることによって、子の利益に資することとなると認められる事案であること。

2 業務の内容

- (1) この事業による業務の委嘱を受けた弁護士は、援助申請書作成等支援の対象者に対して、1人につき合計6時間（事前の調査時間及び終了報告書の作成時間を含む。）を上限として、日本語又は外国語で、援助申請書の作成方法や個別の事案に即した法的助言（法律相談）に関する支援を実施すること。

- (2) この事業により、外務省が負担することができる費用（法律相談料及びその他の費用）は、契約事案1件について、次のとおりとし、外務省は、このうち、適切な支出であると認める部分についてのみ支出するものとする。

ア 法律相談料は、援助申請書の作成方法や個別の事案に即した法的助言（法律相談）について、実施時間（事前の調査時間及び終了報告書の作成時間を含む。以下同じ。）に応じ、定額により支出する。

イ 法律相談料の額は、実施時間30分当たり10、000円（消費税別途）とする。ただし、実施時間は、6時間を上限とする。

ウ その他の費用は、援助申請書の作成方法や個別の事案に即した法的助言（法律相談）の実施に伴う費用について、実費額により支出する。

エ その他の費用の額は、通信費、通話料、事務手数料、その他の必要な経費の実費額とする。

3 公募に参加することができる者

(1) この事業の公募に参加することができる者は、我が国の弁護士であって、次に掲げる要件（業務履行に必要となる技術等）の全てを満たすものとする。

ア 日本弁護士連合会（日弁連）のハーグ条約事件対応弁護士名簿に登録されていること。

イ ハーグ条約、我が国のハーグ条約実施法及び家族法制度に精通し、かつ、外国人を当事者とする家族問題についての知見を有すること。

ウ この業務を行うに必要な外国語の語学能力を有すること。

エ 日本国内に主たる事務所を有し、外務省との緊密な連絡体制を確保することができること。

オ 外国に在住する当事者等との連絡に利用する電子メールアドレス、国際電話回線及びインターネット接続環境等を有しており、国際電話やスカイプを用いた法律相談を行うことのできる体制が整っていること。

カ この業務を実施する上で知った秘密を守り、個人情報を開示しないことについて、誓約できること。また、この事業の契約期間が終了した後も同様であること。

キ 業務仕様書及び外務省の指示に基づいて、業務を遂行することができること。

(2) この事業の公募に参加する者は、応募申込書（別紙様式）に、取り扱うことができる業務の分野等を記載し、公募公告に従って、その他の必要書類とともに、外務省へ提出すること。

(3) 応募申込書に記載する業務の分野については、次に掲げる事件のうち、取り扱うことができるものを一つ以上選択すること。また、取扱いの経験がある場合には、その国名を記載すること。

ア 援助申請事件のうち、インカミング事案

イ 援助申請事件のうち、アウトゴーイング事案

ウ 関連事件（①未だ実行はされていないが、子の連れ去りが懸念される事案、②その他の援助申請事件に関連する事案をいう。）

4 契約手続関係の手順

(1) 外務省は、この事業の公募によって複数選定する委嘱候補となる弁護士の名簿（以下、委嘱候補弁護士名簿という。）を作成する。委嘱候補弁護士名簿は、非公表とする。

(2) 外務省は、ハーグ条約及びハーグ条約実施法に基づく援助申請事件の当事者又は関連事件の当事者のうち、この事業により援助申請書作成等支援を受けることのできる対象者に、この事業による支援の内容を伝えた上で、支援の希望の有無を確認する。

(3) この事業による支援を希望する対象者から支援依頼書が提出された場合には、外務省は、委嘱候補弁護士名簿の中から、当事者の状況に応じて、最も適切な弁護士を指名し、その弁護士に、対立当事者から相談等を受けていないことを確認するとともに、この業務の委託（予定）について通知し、その承諾を得た上で、当該対

象者の氏名・連絡先等を伝える。

- (4) 外務省は、当該対象者に、委嘱予定の弁護士の氏名・連絡先等を伝え、相談について、その弁護士と連絡をとるよう促す。
- (5) 委嘱予定の弁護士は、当該対象者からの連絡を受けた後、その相談予約の内容（相談の方法・日時、事案の概要等）を踏まえ、速やかに、業務の実施に必要な費用についての見積書を作成し、外務省へ提出する。
- (6) 外務省は、省内の会計手続を経た後、業務の委嘱（決定）について、委嘱予定の弁護士（この時点から、指定弁護士となる。）に連絡をする。
- (7) 指定弁護士は、当該対象者と連絡をとり、電話・面談・スカイプその他の適切な方法により、法律相談を実施する。相談の回数・時間については、支援の上限時間の範囲内であれば、指定弁護士が、適宜設定して差し支えないものとする。
- (8) 指定弁護士は、業務の終了後、業務実施報告書等を外務省へ提出し、その確認をするための検査を受けた後、外務省に対し、支払いの請求を行う。

5 その他

- (1) 指定弁護士の業務の終了後、支援の対象者が、継続して事件の依頼を希望する場合には、次のとおり対応するものとする。
 - ア 援助申請事件のうち、インカミング案件については、指定弁護士は、日本弁護士連合会（日弁連）による弁護士紹介制度を紹介するものとし、直接依頼を受けないこと。
 - イ その他の援助申請事件又は関連事件については、指定弁護士が、直接依頼を受けることができるものとする。ただし、この場合の費用については、外務省は、一切負担しないので、留意すること。
- (2) この事業により援助申請書作成等支援を受けることのできる対象者の選別及び委嘱予定弁護士の選任は、外務省の専属的判断に属する。委嘱予定弁護士名簿掲載弁護士は、当該支援の存在を殊更に周知することは差し控え、法律相談等において当該支援を受けられる保証がある旨周知してはならない。
- (3) 消費税率は10%で積算する。
- (4) この業務仕様書に定めのない事項又はこの業務仕様書について疑義を生じた事項については、その都度、外務省と指定弁護士が協議をして、定めることとする。

(了)

(別紙様式)

令和3年 月 日
(提出日を記入して下さい)

外務省領事局ハーグ条約室長 殿

事務所住所

事務所名称

弁護士氏名

印

(所属弁護士会： 登録番号：)

メールアドレス _____

電話番号

FAX 番号

応 募 申 込 書

私は、外務省が実施する「ハーグ条約事件に係る援助申請書作成等支援事業」の公募公告及び業務仕様書の内容を踏まえ、次の分野（チェックマークを付したもの。）に関する業務の委嘱先となることについて、応募します。

- ☐ 援助申請事件のうち、インカミング事案（日本国内に所在する子について返還又は面会交流を求める事案）
- ☐ 援助申請事件のうち、アウトゴーイング事案（日本国外に所在する子について返還又は面会交流を求める事案）

(取扱経験のある国名： _____)

- ☐ 関連事件（①未だ実行はされていないが、子の連れ去りが懸念される事案、②その他の援助申請事件に関連する事案）

(取扱経験のある国名： _____)

私は、次に掲げる要件の全てを満たしており、事業の業務仕様書及び貴省の指示に基づいて、業務を遂行することを保証します。

- ア 日本弁護士連合会（日弁連）のハーグ条約事件対応弁護士名簿に登録されていること。
- イ ハーグ条約、我が国のハーグ条約実施法及び家族法制度に精通し、かつ、外国人を当事者とする家族問題についての知見を有すること。
- ウ この業務を行うに必要な外国語の語学能力を有すること。
- エ 日本国内に事務所を有し、外務省との緊密な連絡体制を確保することができること。
- オ 外国に所在する当事者等との連絡に利用する電子メールアドレスや国際電話回線、インターネット接続環境等を有しており、国際電話やスカイプを用いた法律相談を行うことのできる体制が整っていること。
- カ この業務を実施する上で知った秘密を守り、個人情報を開示しないことについて、誓約できること。また、この事業の契約期間が終了した後も同様であること。

以 上